

環境配慮契約法基本方針の見直し（案）のポイント

○見直し案の主な点

平成 22 年 2 月に閣議決定した「基本方針」から見直し案の主な点は、以下のとおり。

1. 「2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項」の見直し

(1) 電気の供給を受ける契約

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT 法」という。）が、平成 24 年 7 月に施行されたことにより、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS 法」という。）が廃止されました。

これに伴い、電気の供給を受ける契約の入札に参加する者の必要な資格として、これまで使用していた RPS 法に基づく新エネルギーの導入状況に替えて、FIT 法に定める再生可能エネルギーの導入状況を使用することとしました。

ただし、当分の間、FIT 法による再生可能エネルギーの導入実績が入札公告時点で把握出来ないことが見込まれることから、その間、RPS 法に基づく実績を踏まえて対応する時限的措置を追記しました。（基本方針内※印部分）

(2) 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約

①自動車の購入等に係る契約

これまでは、ガソリン自動車とディーゼル自動車の燃費基準が別々に設定されていたこと、排出ガス基準に一定の差があることなどから、「入札条件は、当分の間、燃料種別ごとに設定するものとする。」としていました。しかしながら、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく 2015（平成 27）年度の燃費基準から発熱量換算値によって、同一の燃費基準として比較可能になったこと、ディーゼル自動車の排出ガス基準がガソリン自動車と同程度まで引き上げられたことから、燃料が異なる車種同士を評価できるようになりましたので、「入札条件は、当分の間、燃料種別ごとに設定するものとする。」という文言を削除しました。

2. 「4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記 2 及び 3 に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基

本的事項」の見直し

(1) 建築物に関する契約

これまで、建築物に関する契約以外の契約類型がなかったため、項目だてしていませんでしたが、今回「その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のもの」として、「(2) 産業廃棄物の処理に係る契約」を新たな契約類型として追加することから、項目だてしました。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約については、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等が求められていることから、入札に付する契約については、これらの項目を入札に参加する者の資格として設定し、一定の資格を満足した者から入札価格に基づき落札者を決定する裾切り方式を採用することとしました。

また、具体的な入札の条件は、処理する産業廃棄物の特性によって異なることから、調達者において適切に設定する旨を明記しました。